





- (ii) その他
  - ① a(注)から(ロ)までに掲げる基準に適合していること。この場合において、①a(ロ)において引用する(3)イ①c中「aの(1)から(ロ)まで」とあるのは、「(3)イ②aの(1)から(ロ)まで」とする。
  - b ①bに掲げる基準に適合していること。
- ③ 等級1
  - 次に掲げる基準に適合していること。
    - a 目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、(3)イ③の基準に適合していること。
    - b ①bの基準に適合していること。
- ロ 鉄骨造
  - ① 等級3
    - 次に掲げる基準に適合していること。
      - a 目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、次の(1)から(ロ)までに掲げる基準に適合していること。
        - (1) 構造躯体
          - (3)ロ①aの基準に適合していること。
        - (ii) 床下
          - イ①a(ロ)の基準に適合していること。
        - (iii) 小屋裏
          - イ①a(ロ)の基準に適合していること。
        - (iv) 構造部材等
          - (3)ロ①dの基準に適合していること。
      - b 目視又は計測により確認された評価対象建築物の現況について、発錆による鋼材の断面欠損その他の劣化対策に関連する著しい劣化事象等が認められないこと。
  - ② 等級2
    - 次に掲げる基準に適合していること。
      - a 目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、次の(1)及び(ii)に掲げる基準に適合していること。
        - (1) 構造躯体
          - (3)ロ②aの基準に適合していること。
        - (ii) その他
          - ①a(注)から(ロ)までに掲げる基準に適合していること。
      - b ①bに掲げる基準に適合していること。
  - ③ 等級1
    - 次に掲げる基準に適合していること。
      - a 目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、(3)ロ③の基準に適合していること。
      - b ①bの基準に適合していること。
- ハ 鉄筋コンクリート造等
  - ① 等級3
    - 次のa又はbに掲げる基準に適合し、かつ次のcに掲げる基準に適合していること。ただし、(3)ハ①本文ただし書に規定する部分については、この限りでない。
      - a 目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、(3)ハ①の基準に適合していること。

b 次に掲げる基準に適合していること。

- (1) コンクリートの中性化深さ
  - 令第79条の規定に適合し、かつ、次の(a)から(c)までの方法により確かめられたコンクリートの中性化深さ(以下「中性化深さ」という。)が次の表1の(i)項に掲げる築年数に応じ、耐力壁、柱又ははりの最小かぶり厚さのうち最も小さいものの数値が30mm以上40mm未満である場合は同表の(ロ)項(イ)項に掲げる数値を、40mm以上である場合は同表の(イ)項(イ)項に掲げる数値を超えないこと。ただし、施工関連図書により、建設時に一定の品質管理がなされていると認められるときは、同表の(イ)項(イ)項に代えて同表の(ロ)項(ロ)項を、同表の(イ)項(イ)項に代えて同表の(イ)項(ロ)項を用いることができる。

- (a) 採取条件
  - 供試体又は割孔粉(以下「供試体等」という。)は、共用部分で仕上げ材のない箇所からの採取とし、地上階数が3以下である場合は1以上の階において、地上階数が4以上6以下である場合は最上階と最下階(地上に限る。)を含む2以上の階において、地上階数が7以上である場合は最上階・中間階・最下階(地上に限る。)を含む3以上の階において、当該階ごとに3箇所以上採取すること。

- (b) 採取方法
  - 供試体等の採取の方法は、日本工業規格A1107に規定する方法(以下「コア採取法」という。)又はこれと同等と認められる方法によること。

- (c) 測定方法
  - 中性化深さの測定方法は、日本工業規格A1152に規定する方法又はこれと同等と認められる方法によること。なお、測定結果のうち、中性化が最も進行している箇所の中性化深さの数値を用いて評価することとする。

表1

(イ) 築年数	(ロ) 最小かぶり厚さ			
	(イ) 最小かぶり厚さ30mm以上40mm未満	(ロ) 6mm	(ハ) 8mm	(ニ) 9mm
10年未満	5mm	6mm	8mm	9mm
10年以上20年未満	7mm	9mm	11mm	13mm
20年以上30年未満	8mm	11mm	14mm	16mm
30年以上40年未満	10mm	13mm	16mm	19mm
40年以上50年未満	11mm	14mm	18mm	21mm
50年以上60年未満	12mm	16mm	20mm	23mm
60年以上70年未満	13mm	17mm	22mm	25mm
70年以上80年未満	14mm	18mm	23mm	27mm
80年以上90年未満	15mm	19mm	25mm	29mm
90年以上100年未満	16mm	21mm	26mm	30mm

(四) コンクリート中の塩化物イオン量

次の(a)及び(b)の方法により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載されたコンクリート中の塩化物イオン量が0.3kg/m<sup>3</sup>以下であること。ただし、防錆剤の使用その他鉄筋の防錆について有効な措置を行う場合においてはこれと異なる値とすることができる。

- (a) 採取条件  
供試体等の採取の方法は、コア採取法又はこれと同等と認められる方法によること。
- (b) 測定方法  
コンクリート中の塩化物イオン量の測定方法は、日本工業規格A1154に規定する方法によること。

c 目視又は計測により確認された評価対象建築物の現況について、コンクリートの中性化による鉄筋の発錆及び凍結融解作用によるコンクリートの劣化その他劣化対策に関連する著しい劣化事象等が認められないこと。

② 等級2

次のa又はbに掲げる基準に適合し、かつ次のcに掲げる基準に適合していること。ただし、(3)ハ①本文ただし書に規定する部分については、この限りでない。

a 目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、(3)ハ②の基準に適合していること。

b ①bの基準に適合していること。この場合において、①b(i)中「次の表1」とあるのは「②の表2」とする。

表2

(イ)	(ロ)		
	最小かぶり厚き30mm以上 40mm未満	最小かぶり厚き40mm以上	
築年数	(イ)	(ロ)	(ハ)
			(ニ)
10年未満	6mm	8mm	10mm
10年以上20年未満	8mm	11mm	14mm
20年以上30年未満	10mm	14mm	17mm
30年以上40年未満	12mm	16mm	20mm
40年以上50年未満	13mm	18mm	22mm
50年以上60年未満	15mm	19mm	25mm
60年以上70年未満	16mm	21mm	27mm
70年以上80年未満	17mm	23mm	28mm
80年以上90年未満	18mm	24mm	30mm
90年以上100年未満	19mm	25mm	32mm

c ①cの基準に適合していること。

③ 等級1

次に掲げる基準に適合していること。ただし、(3)ハ①本文ただし書に規定する部分については、この限りでない。

a 目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、(3)ハ③の基準に適合していること。

- b ①cの基準に適合していること。
- ニ 補強コンクリートフロック造

① 等級3

次に掲げる基準に適合していること。

a 目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、(3)ニ①の基準に適合していること。

b 目視又は計測により確認された評価対象建築物の現況について、コンクリートの中性化及び雨水の浸透による鉄筋の発錆及び凍結融解作用によるコンクリート等の劣化その他劣化対策に関連する著しい劣化事象等が認められないこと。

② 等級2

次に掲げる基準に適合していること。

a 目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、(3)ニ②の基準に適合していること。

b ①bの基準に適合していること。

③ 等級1

次に掲げる基準に適合していること。

a 目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、(3)ニ③の基準に適合していること。

b ①bの基準に適合していること。

第50条第4項第2号「(評価住宅に限る。)」や第51条

第50条第4項第2号「(評価対象住戸の図書等(建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。以下(4)において同じ。))」や「目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等」

第50条第4項第2号「(評価対象住戸の図書等)」や「目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等」

第50条第4項第2号「(評価住宅に限る。)」や第51条「地域の区分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号。以下「非住宅・住宅計算方法」という。)別表第10に掲げる地域の区分をいう(5—2において同じ。))。



- ロ 等級4  
次に掲げる基準に適合していること。
- ① 目視若しくは計測により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、(3)ロの基準に適合していること。
  - ② 1②の基準に適合していること。
- ハ 等級3  
次に掲げる基準に適合していること。
- ① 目視若しくは計測により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容について、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこと。
  - ② 1②の基準に適合していること。

第5000001③イ④の表1ロ②の(イ)に類する床仕上げ種類の箇中

270mm以上	25mm以下	13mm以下	16mm以下	270mm以上	21mm以下
---------	--------	--------	--------	---------	--------

又は

第5000001③イ④の表1ロ②の(イ)に類する床仕上げ種類の箇中

3辺以上	200	180
------	-----	-----

mm以上

21mm以下	4辺	200mm以上	25mm以下
16mm以下	3辺以上	200mm以上	21mm以下
		180mm以上	16mm以下

又は

第5000001③イ④の表1ロ②の(イ)に類する床仕上げ種類の箇中

3辺以上	240mm以上	26mm以下	26mm <sup>2</sup>
	230mm以上	21mm以下	21mm <sup>2</sup>
	220mm以上	16mm以下	16mm <sup>2</sup>

以下

2辺以上	240mm以上	21mm以下	240mm <sup>2</sup>
以下	230mm以上	16mm以下	230mm <sup>2</sup>
以下	220mm以上	11mm以下	220mm <sup>2</sup>
以下			210mm <sup>2</sup>

上

21mm <sup>2</sup> 以下	13mm <sup>2</sup> 以下	18mm <sup>2</sup> 以下
16mm <sup>2</sup> 以下		
11mm <sup>2</sup> 以下		
8mm <sup>2</sup> 以下		

第5000001③イ④の表1ロ②の(イ)に類する床仕上げ種類の箇中

3辺以上	180	150	180	150
2辺以上				

mm以上

21mm <sup>2</sup> 以下	3辺以上	180mm以上	21mm <sup>2</sup> 以下
13mm <sup>2</sup> 以下		170mm以上	20mm <sup>2</sup> 以下
17mm <sup>2</sup> 以下		150mm以上	16mm <sup>2</sup> 以下
13mm <sup>2</sup> 以下	2辺以上	170mm以上	20mm <sup>2</sup> 以下
		150mm以上	20mm <sup>2</sup> 以下

又は

第5000001③イ④の表1ロ②の(イ)に類する床仕上げ種類の箇中

3辺以上	200mm以上	26mm <sup>2</sup> 以下	220mm <sup>2</sup>	26mm <sup>2</sup>
2辺以上	220mm以上	21mm <sup>2</sup> 以下	220mm <sup>2</sup>	21mm <sup>2</sup>
1辺以上	220mm以上	13mm <sup>2</sup> 以下	200mm <sup>2</sup>	19mm <sup>2</sup>
			200mm <sup>2</sup>	18mm <sup>2</sup>

以下

200mm <sup>2</sup>	3辺以上	220mm <sup>2</sup>	26mm <sup>2</sup>
13mm <sup>2</sup>	2辺以上	200mm <sup>2</sup>	21mm <sup>2</sup>
	1辺以上	200mm <sup>2</sup>	18mm <sup>2</sup>

又は

第5000001③イ④の表1ロ②の(イ)に類する床仕上げ種類の箇中

⑤ 等級換算スラブ厚

a 界床の床構造の端部拘束条件及び等価厚さ並びに受音室の面積が、均質単板スラブ等にあつては表1、ポイドスラブにあつては表2に掲げる条件を満たす場合において、表3の(イ)項に掲げる等級ごとに、AL (ロ) aに規定する床仕上げ構造の重量床衝撃レベル(低減量をいう。)の値に応じ、等級換算スラブ厚がそれぞれ同表の(イ)項に掲げる値以上であること。

表1

(イ)	(ウ)	(ハ)	(ニ)
床仕上げ構造	端部拘束条件	等価厚さ	受音室の面積
ロ②dの(i)若しくは(ハ)又はロ②eの(i)から(ハ)までのいずれかに適合する床仕上げ構造	4辺	150mm以上	21mm <sup>2</sup> 以下
	3辺以上	180mm以上	21mm <sup>2</sup> 以下
	2辺以上	180mm以上	17mm <sup>2</sup> 以下
	1辺以上	150mm以上	13mm <sup>2</sup> 以下

上記以外の床仕上げ構造	4辺	150mm以上	16㎡以下
	3辺以上	180mm以上	21㎡以下
		160mm以上	13㎡以下
	2辺以上	180mm以上	17㎡以下
150mm以上		11㎡以下	
1辺以上	180mm以上	13㎡以下	
	150mm以上	10㎡以下	

表2

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
床仕上げ構造	端部拘束条件	等価厚さ	受音室の面積
ロ②eの(i)から初までのいずれかに適合する床仕上げ構造	3辺以上	200mm以上	26㎡以下
	2辺以上	270mm以上	25㎡以下
上記以外の床仕上げ構造	1辺以上	200mm以上	19㎡以下
	3辺以上	220mm以上	18㎡以下
	2辺以上	220mm以上	21㎡以下
1辺以上	220mm以上	13㎡以下	

表3

(イ)	(ロ)		
等級	等級換算スラブ厚		
	AL+5dB	AL=0dB	AL=-5dB
5	180mm	220mm	(260mm)
4	140mm	180mm	220mm
3	100mm	140mm	180mm
2	—	100mm	140mm
1	—	—	—

注 ( ) 内の数値は、ポイドスラブの場合に限り適用することができる。

b aの等級換算スラブ厚は次の式によって算出した値とすること。

$$h_2 = (h_1 \times 10^{(AL_1 - AL_2)/40})$$

この式において、 $h_1$ 、 $h_2$ 及び $AL_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$h_2$  等級換算スラブ厚 (単位 mm)

$h_1$  床構造の等価厚さ (単位 mm)

$AL_1$  受音室面積及び端部拘束条件の変化による効果 (単位 dB)

c bの $AL_1$ は次の式によって算出した値とすること。

$$AL_1 = a \cdot \log_{10}(S) + b$$

この式において、a、b及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a 受音室面積による補正係数

b 床構造の種類及び端部拘束条件による補正係数

S 受音室面積 (単位  $m^2$ )

なお、a及びbは床構造の種類及び端部拘束条件に応じ、次の表に掲げる数値とする。

端部拘束条件	均質単板スラブ厚		ポイドスラブ	
	a	b	a	b
4辺	—	—3.26	5.4	—2.96
		—4.56		—2.26
2辺	—	—3.66	—	—2.26
		—2.36		—1.36

表3の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「枠組壁工法構造用製材の日本農林規格」や「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて織り材の日本農林規格」に掲げる。

附 則

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。

一 第5の3の3の(イ)の改正規定

二 第5の3の5の(イ)の改正規定

三 第5の3の6の(イ)の改正規定

2 第5の5-1及び5-2(長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成二十一年国土交通省告示第二百九号)において引用する場合を含む。)に係るこの告示の適用については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 この告示の施行前に申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。

4 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。